２０１１．１１．１７

Ｂ型肝炎特措法・論点整理

（文責奥泉）

第１　特措法を巡る状況

１　特措法の問題点

①　慢性肝炎発症後 20 年経過者について給付金減額

②　肝硬変、肝がん発症後（死亡者は死亡後）20 年経過者には給付金の支給を除外

③　給付金の請求期間を 5 年に制限

④　感染者の病態の基準を厚生労働省令で定める

２　10 月 31 日原告団・弁護団声明

「慢性肝炎発症 20 年経過者の給付金に差をつけるだけでなく、肝硬変、肝がん、死亡者について『基本合意より不利な要件を設定したもの』であって『修正されなければ反対』」

３　要請行動

①「除斥による差別のある法案には反対」②「修正なければ廃案に」

自民党「原告が反対している法律に自民党が賛成する訳にいかない」

→審議入りすること自体反対の対応へ

４　特措法に対する政府・厚労省の説明（国会議員等への説明）

⑴　法案は基本合意とまったく同じ内容である。

①　肝硬変以上の病態の２０年除斥問題は、該当原告がいないことから基本合意には盛り込まれておらず、今後の問題となっていた。20 年経過者について法文に記載しないと満額支給することになるので『20 年経過者は除く』と記載した。

②　肝硬変以上の病態の２０年経過者は裁判所での手続きにおいて対応する。特措法上の給付金ではないが、裁判上の和解等ができれば和解金等として支払をする。

⑵　5 年間の支給期間については、請求手続き促進の動機づけであって、見直し規定も設けており、5 年で終了させるというつもりではない。

５　特措法の取り扱い状況

⑴　特措法は、財源措置とセットになっている（附則 5 条（交付金の財源）「・・経済の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第　　号）の施行により一般会計において増加する所得税の収入の一部を活用して確保するものとする。」

⑵　自民党（税調会長）は、特措法の財源を「増税で充てるのはおかしい」とのことから（財源規模の大きさにも不満？）、特措法に反対していた。それに加え「原告・弁護団が反対しているものに賛成できない」との対応となった。

⑶　しかし、財源問題については、公明党（坂口氏）が、自公民の３党協議で修正案を出し（24 年度から繰り入れ？）、自民党も賛成して、財源問題では、３党合意が成立した。

⑷　財源問題の障害が除かれたことにより、残るは「原告・弁護団が反対しているものに賛成はできない」との対応にだけになった

→自民党がこの態度であり、公明党も自民党と同様の対応を取るものと考えられる。
結局、自民党の対応が特措法の成否を決する可能性が大きい。

6　特措法の審議の方向（今臨時国会の会期は12月9日まで）

⑴　11月30日ころ審議・決議の予定

その前に自民党の部会、政策調査会？、シャドウキャビネット、総務会を通さなければならない。→遅くとも11月21日（月）、22日（火）までに対応を決めることが必要である。

⑵　原告・弁護団の「修正されなければあくまで廃案を求める」との対応が変わらなければ、審議入りをしても無駄なので、審議せずに廃案となる可能性が高い。

⑶　ただ、公明党が財源問題で修正案を出すことでまとまった経過から、他の課題との関係で公明党が賛成してそのまま成立する可能性もゼロではない？

⑷　自・公の「法案修正」に対する対応は、除斥問題について積極的に修正を求めるものというより、修正は無理であるとの判断が前提にある。法案に賛成をして、原告・弁護団に非難されるのであれば、そこまでして法案を通す必要はないとの対応である。

※自民党・田村議員「これまで汗をかかせておいて法案に反対するとは何だという声がある。原告・弁護団が梯子をはずすように見える。この思いは公明党にもあると思う。」

第２　法案修正の可能性と我々の対応

1　法案修正の方法とその可能性について

⑴　考えられる修正

①案　発症者除斥（慢性肝炎も含めて）について差のない支給額とする

②案　肝硬変以上について、除斥の排除（「20年経過者を除く」を削除）
（少なくとも肝硬変以上に進行した人には差のない解決を求める）

③案　肝硬変以上について、今後修正の可能性を盛り込む

ⅰ　附則等に「20年経過肝硬変患者等の給付金については、今後の裁判所での審理状況を勘案して必要であれば所定の措置を取るものとする」等を入れ込む。

ⅱ　付帯決議を行う。

④案　国会審議において、厚労大臣等が「特措法は基本合意と全く同様であり、肝硬変以上の２０年経過者については、裁判所に提訴された場合誠実に対応し、裁判所の意見等も参考にして解決する」等と答弁して議事録に残す。

⑵　修正の可能性

①案について　→除斥制度そのものを排斥するものであり、国会審議での修正はほとんどあり得ないのではないか。特措法は内閣提出法案であり、法務、財務等各省了承の上であり、それを修正することは与野党とも困難と考えている。この状況で、今国会に限らず、今後もこの修正は相当困難と考えられる。

②案について　→これについても、法文の修正であり①案と同様に、自公が現状において財務、法務等の反対があってなお修正するとはほとんど考えられず、少なくとも今国会では不可能と思われる。

③案について　→可能性がないとは言えないか？　付帯決議にはなじまない内容か？

④案について→これは可能と思われる。

2　我々の求めるもの

(1)　基本合意時からの最大の目標は①案（除斥差別のない解決）であった。

問題は、この目標をどう実現するか、実現できるか、実現できる見通しをもって今後の行動提起ができるかである。

(2)　仮に基本合意と全く同様の特措法であれば、われわれは反対するのか。

より良いものを求める運動はするが、廃案までは求めないとの対応ではないのか。

反対することは、国民、マスコミ、議員ほかこれまで協力、支援をしてくれていた協力者の支持を得られないのではないか（上記田村議員発言、記者クラブの対応など）。

3　特措法が成立することの意義について

(1)　特措法はあったほうがよいか、なくてもよいか

A不要説：基本合意があるので、特措法はなくても原告、被害者救済に変わりはない。法律の内容が良くなければ、ない方がいい。

B有用説：立法化により被害者全体に対する救済制度が確立することになり、将来原告の地位が安定化、確実化する。財源確保されることにより和解の進行や要件などが有利になる。恒久対策への足がかりになる（政治、行政責任が一層明確になり、恒久対策実現の要求が強まる）等から、法律はあった方がいい。

(2)　今国会で成立しなければ、今後はどのような対応になるか

①説：次期国会で同様の法案が提出される。そこで、時間をかけて議論・運動ができる。

②説：特措法は必要だから、次期以降でなお提案されるだろうが、財源措置が今回の財源とは異なり、厚労予算の中（他の社会保障費等）での食い合いとなる可能性が大きくなる。

③説：閣法として出たものが一旦廃案となると、今後すぐには提案されない。和解の推移を見て、それほど大きな財源は必要でないことが分かると法案提出がされず、基本合意だけを根拠に和解を淡々と行うことになる。

※自民党・加藤議員「民主党はやることはやったという認識だし、一度廃案になると、再度成立させようというインセンティブが働かないのではないか。」

※民主党・柳田議員「来年の通常国会では、予算審議が優先されるが、その審議が終わったころには、政治情勢はどうなるか全くわからない。２度目があるとは限らない。」

4　今国会での審議について

現状のままであれば、審議されず廃案の可能性が極めて高い。

修正や付帯決議等の要求を行うためには、少なくとも、審議入りして修正を求める（が廃案までは求めない）との態度表明・行動が必要である。